

# 高知大学医学部附属病院子どものこころ診療部規則

平成 19 年 11 月 13 日  
規則 第 39 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、子どものこころ診療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 子どものこころ診療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新生児期から思春期における子供の思考・行動・情緒面に関する評価に関すること。
- (2) 発達障害に対する診断と治療に関すること。
- (3) 思春期における精神障害の診断と治療に関すること。
- (4) 発達障害患者をとりまく家族や学校などの環境調査と調整に関すること。
- (5) 地域における医療・教育・福祉に関する学校や行政機関との連携に関すること。
- (6) 小児・思春期の心の問題に関する親とのカウンセリング業務に関すること。
- (7) その他子供の心の診療に関すること。

(運営委員会)

第 3 条 子どものこころ診療部の運営に関し必要な事項を審議するため、子どものこころ診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、子どものこころ診療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日規則第 84 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。